

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第33号

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</p> <p><u>(給与からの控除)</u></p> <p>第8条 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13第1号から第6号までに掲げるものの額及び鳥取県現業公企職員労働組合の組合費の額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p>級別職務分類表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3 級</td><td>車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長又は現業職長の職務</td></tr></tbody></table>	職務の級	職 務	略		3 級	車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長又は現業職長の職務	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)に基づき、現業職員(以下「職員」という。)の給与の額及びその支給方法等について定めることを目的とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p>級別職務分類表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>3 級</td><td>車庫長、副車庫長、<u>車庫主任</u>、守衛長又は副守衛長の職務</td></tr></tbody></table>	職務の級	職 務	略		3 級	車庫長、副車庫長、 <u>車庫主任</u> 、守衛長又は副守衛長の職務
職務の級	職 務												
略													
3 級	車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長又は現業職長の職務												
職務の級	職 務												
略													
3 級	車庫長、副車庫長、 <u>車庫主任</u> 、守衛長又は副守衛長の職務												

( 現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正 )

第 2 条 現業職員の給与の特例に関する規則 ( 平成 17 年鳥取県規則第 27 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 ( 以下この条において「改正部分」という。 ) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>( 給料月額の特例 )</p> <p>第 2 条 平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間 ( 以下「特例期間」という。 ) における現業職員の給与に関する規則 ( 昭 和 32 年鳥取県規則第 46 号。以下「現業給与規則」という。 ) の適用を受ける現業職員 ( 以下「職員」という。 ) の給料月額は、現業給与規則第 2 条第 1 項並びに第 3 条の 2 第 4 項及び第 5 項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成 17 年鳥取県規則第 89 号 ) 附則第 7 項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成 18 年鳥取県規則第 28 号 ) 附則第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額 ( 以下「給料基礎額」という。 ) から当該額に<u>100 分の 3</u> ( その職務の級が 1 級である職員のうちその号給が 38 号給以下であるもの ( 以下「特定職員」という。 ) にあっては、<u>100 分の 2</u> ) を乗じて得た額 ( 当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額 ) を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) 現業給与規則第 9 条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例 ( 昭和 26 年鳥取県条例第 3 号 ) 第 16 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>	<p>( 給料月額の特例 )</p> <p>第 2 条 平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間 ( 以下「特例期間」という。 ) における現業職員の給与に関する規則 ( 昭 和 32 年鳥取県規則第 46 号。以下「現業給与規則」という。 ) の適用を受ける現業職員 ( 以下「職員」という。 ) の給料月額は、現業給与規則第 2 条第 1 項並びに第 3 条の 2 第 4 項及び第 5 項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成 17 年鳥取県規則第 89 号 ) 附則第 7 項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 ( 平成 18 年鳥取県規則第 28 号 ) 附則第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額 ( 以下「給料基礎額」という。 ) から当該額に<u>100 分の 4</u> ( その職務の級が 1 級である職員のうちその号給が 38 号給以下であるもの ( 以下「特定職員」という。 ) にあっては、<u>100 分の 3</u> ) を乗じて得た額 ( 当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額 ) を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>( 1 ) 略</p> <p>( 2 ) 現業給与規則第 8 条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例 ( 昭和 26 年鳥取県条例第 3 号 ) 第 16 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額</p>

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。